



「区における行政への参加の 考え方（案）」について

～区民会議のリニューアルに向けて～



◆考え方（案）の目次

第1章 総論

- 1 目的
- 2 位置付け

第2章 自治基本条例における区民会議の位置付け

- 1 市民自治
- 2 これまでの区民会議の取組

第3章 区民会議のあり方検討の経過

第4章 区における行政への参加の基本的考え方

- 1 検討における要点
- 2 制度運用の方向性
- 3 基本的な考え方

第5章 「新しい参加の場」の基本的な枠組み

- 1 具体的な取組の方向性
- 2 開催に関するガイドライン

第6章 今後のスケジュール

「区における行政への参加」とは…

「市民が地域課題の解決に向けて、意見や提案をするため、主体的に話し合いの場に加わること」

※自治基本条例第22条に基づく概念です

これまで6期12年間に渡り実施してきた「区民会議」が担っていた機能です。



これまでの区民会議が担っていた機能を整理

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方
(平成31年3月策定)」の中で整理

区民会議

「参加と協働による地域
課題の解決」の機能

「区における行政への
参加」の機能

具現化

「新しい参加の場」



◆これまでの制度運用における成果と課題

成 果

- ・ 地域課題の抽出
- ・ 区や地域へ興味をもつきっかけ
- ・ 団体や個人との交流
- ・ 地域活動への参加のきっかけ
- ・ 参加と協働によるまちづくりを実感
- ・ 課題解決に向けた取組
- ・ 提言が行政に反映されて市民生活がよくなった
- ・ 様々な人と知り合い、ネットワークができた
- ・ 区の魅力や課題を知ることができた
- ・ 行政への参加 など

課 題

- ・ 課題が区民に届かない
- ・ 課題が偏りがち（テーマが似る）
- ・ 意見の敷居が高い
- ・ 楽しいことを言える雰囲気でない
- ・ 他の会議との重複感があった
- ・ 委員構成に偏りがあった
- ・ 回数が多くて負担だった
- ・ 審議テーマに興味がなかった
- ・ 任期があり課題解決まで見届けられなかった
- ・ 提言が実践に結びつかなかった など

こうしたことを
踏まえて・・・



◆ 区における行政への参加の基本的な考え方

検討における要点

(1) 区役所に求められる機能

- ・ 区役所の位置付け及び区長の役割を前提に、議論・意見交換できる環境を制度として保障していく必要がある。

(2) 参加する市民の代表性のあり方

- ・ 区民会議の制度趣旨から、参加者に代表性を求めるのではなく、透明性の確保や、真摯な意見交換の結果としていくことが重要である。

(3) コミュニティ施策の推進と地域で支え合う関係づくり

- ・ 「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性も含めて検討をする必要がある。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や地域防災の取組等、地域で支え合う「互助」の関係づくりも重要である。

(4) これまでの制度運用における課題

- ・ 附属機関という枠組みで、実施形式を柔軟に変更することができなかったことにも、これまでの制度運用における課題の要因があった。

◆区における行政への参加の基本的な考え方

制度運用の方向性

- 大都市における市民自治充実の観点から、身近な区を単位として、「新しい参加の場」を制度として保障・充実させるため、試行の取組と継続的な意見聴取を推進しながら、今まで以上に、より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充を図る。
- 「新しい参加の場」については、一律の枠組みを最初から決めるのではなく、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとする。
- より複雑化する地域課題に対応するため、「新しい参加の場」での対話による相乗効果と区役所と局等相互の適切な調整により、地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進する。

今までと何が違うの？



◆①「柔軟なしくみ」

【これまでの区民会議】 → 「新しい参加の場」

これまで

川崎市区民会議条例

いわゆる会議体という形式を定めた



これから

(例) ラウンドミーティング



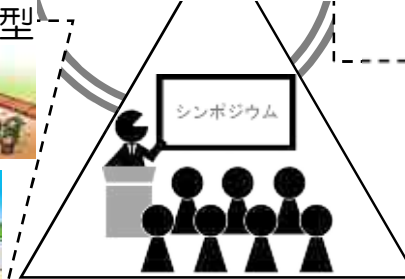
(例) ワークショップ



(例) 体験型



(例) シンポジウム



?

最初から形を決めずに
様々な手法で意見交換・議論できるしくみ

◆② 議題・テーマを行政が決定

区役所が把握する課題

- ・窓口等の日々の業務
- ・既存の会議
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

地域で活動している方々が把握する課題

- ・生活実感に基づくテーマ
- ・身近な地域課題
- ・区民アンケート

方針

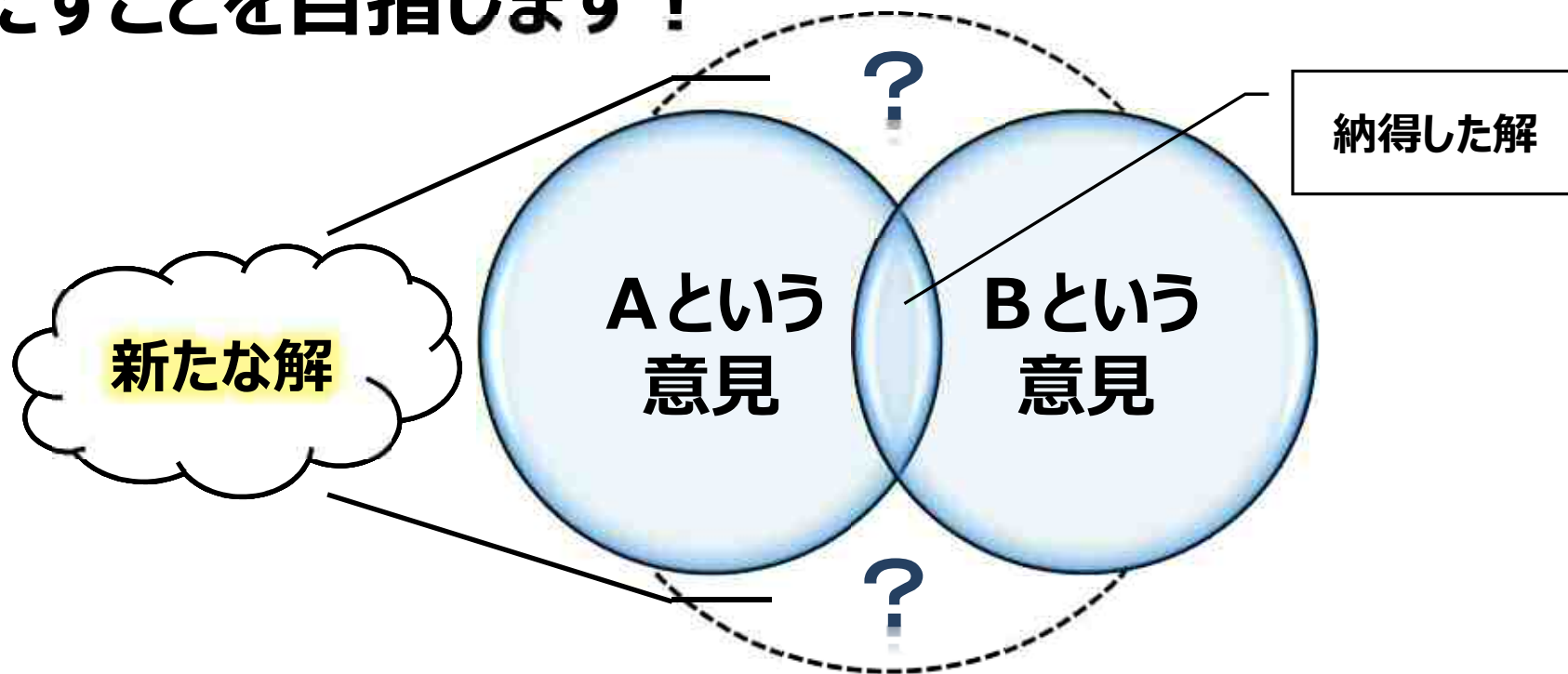
行政計画

行政の責任において
行政が決める

テーマ決めから
「新しい参加の場」
の開催

◆③ 「市民創発を促す場」

一般的な議論は、納得した解を導きだしますが、
市民創発を促す議論は、それだけではなく、今まで考
えもしなかった、思いもよらない解(新たな解)を導き
だすことを目指します！



**具体的には、
どのように実施するの？**



◆具体的な取組の方向性

○若い世代や新しい人材の確保、ポストコロナ時代を見据えた取組の工夫

- ・ 新しい生活様式を踏まえた参加の場の整備、オンラインでの実施など積極的なICTの活用、平日夜間や休日開催など開催手段・時期を工夫して取り組む。

○場づくりのコーディネート機能

- ・ 行政職員のファシリテート能力の向上の取組だけでなく、必要に応じて第三者としての立場でのファシリテーターを配置するなど、市民創発を促すため、場づくりのコーディネートに取り組む。

○参加の場のプロセスデザイン

- ・ 「新しい参加の場」を地域課題の解決に向けた企画・立案、実践、評価・検証等のどの段階に設定するかにより、意見交換した結果の「反映」が異なる。
- ・ 地域課題を「自分ごと化」して、自分たちなら何ができるかという視点を持ちながら、その具体的な解決方法とその担い手となる実施主体についても議論し、課題解決を見据えた運用を目指す。

◆「新しい参加の場」の基本的な枠組み

開催に関するガイドライン

○「新しい参加の場」の位置付け等

- ・参加と協働による区における地域課題の解決を目的に、区役所が主体となって、意見交換・議論する場を創出する。
- ・附属機関とはせず、議題やテーマに応じて、弾力的に運用できる柔軟かつ、より多くの市民が参加できるしくみとする。

○意見集約や提言等

- ・附属機関ではないため、聴取した個別意見を意見交換の結果として取りまとめる。

○構成メンバー（参加者）の選出・人数・任期

- ・議題やテーマに応じて、構成メンバーや人数などを設定する。

○構成メンバー（参加者）への対価

- ・参加者への対価（謝礼金）は原則支払わない。
- ・無作為抽出や有識者からの意見が必要な場合等は、必要に応じて、対価（謝礼金）を支払うことができる。

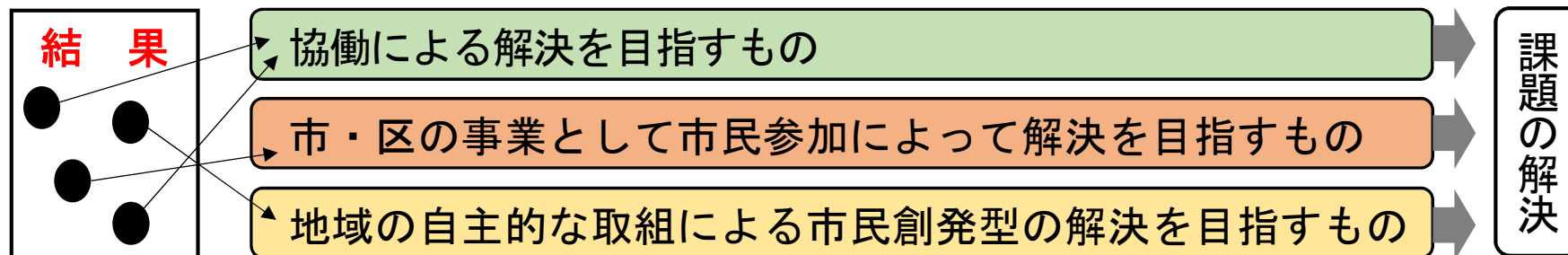
○公開

- ・「新しい参加の場」は公開とし、ICTを積極的に活用し、開催時間にかかわらず傍聴できる工夫をする。

◆「新しい参加の場」の基本的な枠組み

○実施結果の取扱い

- ・「新しい参加の場」での結果は、ひとつとは限らず、それぞれの結果を、市民と行政が、その役割と責任において、課題の解決に取り組む必要がある。
- ・課題の解決においては、その取組を一から実施するものや、既にある取組や活動を活かしながら進めるものもあることから、その取組の熟度に応じながら実施内容を決める必要がある。



◆「新しい参加の場」の基本的な枠組み

○町内会・自治会への説明

名称	日付	場所
中原区町内会連絡協議会「役員会」	令和2年11月19日	中原区役所
橘地区町会長会議	令和2年11月26日	橘出張所
全町連役員会	令和2年12月1日	総合自治会館
川崎区連合町内会理事会	令和2年12月11日	川崎区役所
麻生区町会連合会理事会	令和2年12月11日	麻生区役所
高津地区連合町内会町会長会議	令和2年12月14日	高津区役所
多摩区町会連合会 役員会	令和2年12月18日	多摩区役所
幸区町内会連合会	令和2年12月21日	幸区役所

○元区民会議委員への説明会

回数	日付
第1回【宮前区】	令和2年12月18日
第2回【幸区】	令和2年12月21日
第3回【川崎区】	令和2年12月21日
第4回【麻生区】	令和2年12月22日
第5回【多摩区】	令和2年12月22日
第6回【高津区】	令和2年12月23日
第7回【中原区】	令和2年12月23日

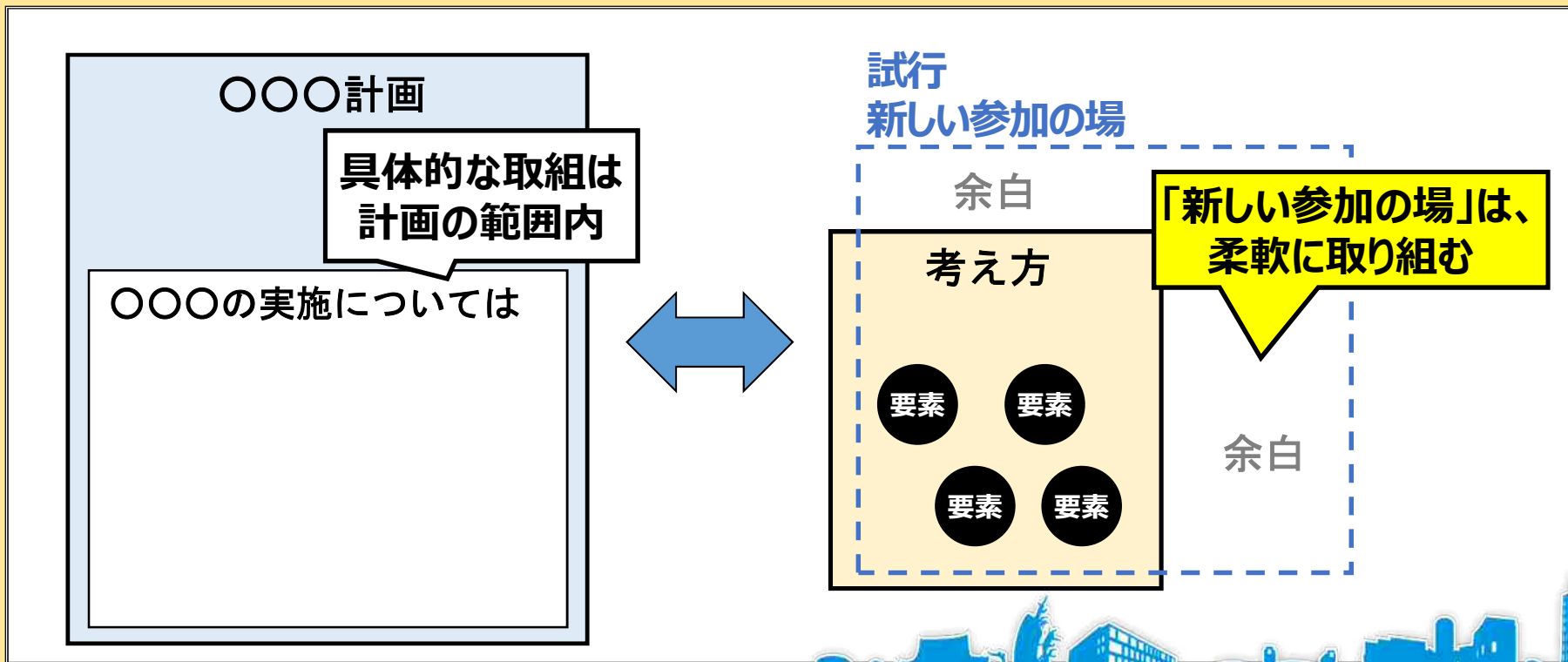
<今後の検討課題>

- 議題・テーマの具体的な設定方法
- 構成メンバーの具体的な選出方法
- 運営への市民参加
- 具体的な課題解決に向けた調整フロー
- 「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との具体的な連携方法



ここで...

この考え方は、一般的な行政計画等と異なり、基準や範囲を定めるものではなく、**必要最低限の要素をまとめたもの**となります。
そのため、今後の試行実施までに、具体的なことを定め、「新しい参加の場」の取組を進めながら試行錯誤してまいります。



**「新しい参加の場」で
大事なことは・・・**

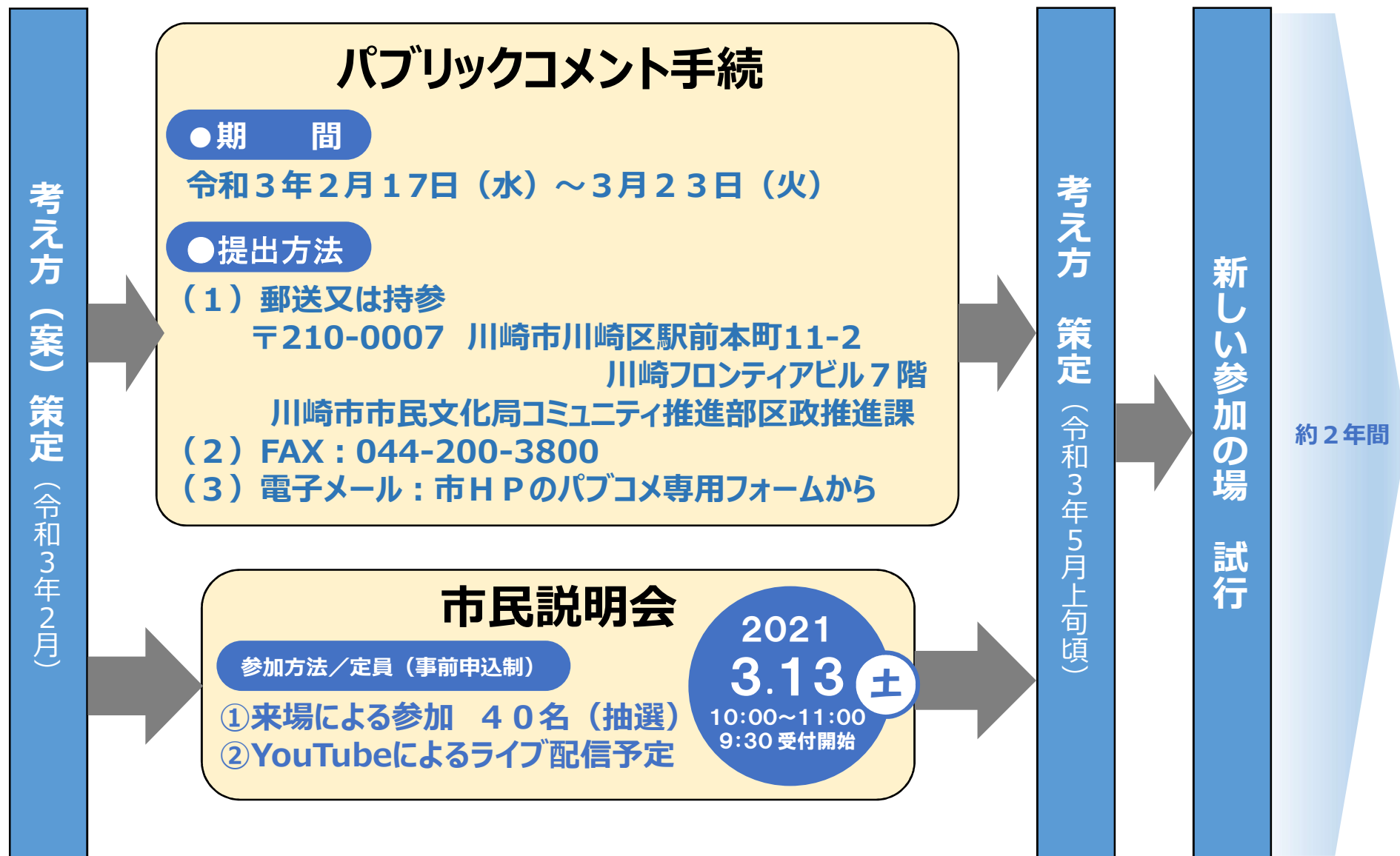
柔軟なしくみ

**より多くの方が
参加できる方法**

**課題解決の
取組につなげる**



◆今後の予定



◆最後に



「**新しい参加の場**」は、**参加の機会を保障する**という
“**大きな枠組み**”であるため、「**どう運用していくか**」という部分が**重要**
です。

暮らしやすい地域社会を実現していくためには、**市民の皆さんと**
一緒になって、型にとらわれることなくチャレンジしながら、進めてい
くことが大切となります。

より良いしくみとなるように、皆さまのご意見を伺いながら、
取組を進めてまいります。





ご清聴ありがとうございました



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

